

毎週火、金曜日発行(但休日)に当るときは翌日)  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

目次

◇告示  
健康保険法の規定により療養に要する費用の額を算定する医療機関  
鳥取保健所及び衛生研究所使用料及び手数料の額の一部改正

## 告示

### 鳥取県告示第四百六十七号

昭和三十三年厚生省告示第一七七号の別表第一診療報酬点数表(甲)により、健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条の九第二項の規定による療養に要する費用の額を算定する保険医療機関は、次のとおりである。

昭和三十三年十月一日  
鳥取県知事 遠藤 茂

### 保険医療機関の名称 所在地

- |                 |               |
|-----------------|---------------|
| 鳥取赤十字病院         | 鳥取市西町一        |
| 鳥取県立中央病院        | 吉方二六五         |
| 国立鳥取療養所         | 三津            |
| 国立療養所鳥取病院       | 岩美郡国府町奥谷      |
| 鳥取大学医学部附属病院     | 米子市西町二一六の一    |
| 国立米子療養所         | 皆生            |
| 鳥取県立整肢学園        | 福原            |
| 厚生病院            | 倉吉市越殿町一、四〇八   |
| 国立三朝療養所         | 東伯郡三朝町大字山田六九〇 |
| 岡山大学医学部附属病院三朝分院 | 大字山田          |
| 広江病院            | 米子市上後藤三二      |
| 岩美町国民健康保険直営浦富病院 | 岩美郡岩美町大字浦富六四五 |
| 国民健康保険直営智頭病院    | 八頭郡智頭町        |
| 西伯町国民健康保険直営西伯病院 | 西伯郡西伯町大字倭三九七  |
| 鳥取保健所           | 鳥取市二階町四丁目     |

米子保健所	米子市角盤町二丁目
倉吉	倉吉市広瀬町
那家	八頭郡那家町
浜村	気高郡気高町八幡
根雨	日野郡根雨町
県立中央病院上私都診療所	八頭郡那家町麻生
倉吉市国民健康保険直営	倉吉市下余戸
西郷診療所	
上北条診療所	井手畑一三五の六
船岡町	八頭郡船岡町船岡
大伊診療所	殿
三朝町	見槻中
赤碕町	東伯郡三朝町穴鴨
赤碕診療所	赤碕町大字宮木一、二一六
三朝町	一、九二〇
旭診療所	三朝町大字本泉三八一
関金町国民健康保険直営診療所	関金町堀

北条町” 北条町弓原

福栄村” 日野郡福栄村福坂

国民健康保険智頭病院 八頭郡智頭町郷原一五二の三

山形診療所

鳥取紡績株式会社診療所 鳥取市立川町五丁目二〇

新茶屋診療所 ” 西品治新茶屋二二五

中山医院 八頭郡那家町大字那家六三〇ノ一〇

順天病院 東伯郡由良町大字由良宿五五六

森医院 ” 大字大谷一、四三七

鳥取県告示第四百六十八号

昭和三十一年鳥取県告示第百三十二号の一部を次のように改正し、昭和三十三年十月一日から施行する。

昭和三十三年十月一日

鳥取県知事 遠 藤 茂

第一号、1を次のように改める。

昭和三十三年厚生省告示第百七十七号(健康保険法の

規定による療養に要する費用の額の算定方法)に基いて算定するものは、次にかかげるものによるほか、その算定額の八割とする。第二号の前に次の3、4及び5を加える。

種	別	料	金	備	考
3 検査(試験)料					
細菌検査					
顕微鏡検査		一八円			
肋膜腔液・腹腔液		二八円			
尿濃汁・分泌物・腫内容		三七円			
喀		四六円			
脳背髄液		一三八円			
培養検査		二七六円			
一般検査		一〇〇〇円			
薬剤耐性検査					一剤につき
動物検査					一種目につき
寄生虫原虫検査					
寄生虫卵検査					

直接塗抹法	一八円
集卵法・孵化法	三七円
原虫検査	
無染色・普理染色	一八円
特殊染色	三七円
培養	一三八円
血清学的検査	
採取料	一八円
凝集反応検査	二八円
非特異性凝集反応検査	九二円
梅毒反応検査	一八円
沈降反応	七四円
補体結合反応	定性
皮内反応検査	二八円
ツベルクリン反応・シツク反応	四六円
痛反応・フライ反応	
病理臨床検査	



